



® 平成31年 4 月 4 日(木)

No. 14905 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例⑨

商標権侵害事件における馳名商標の認定及び悪意行為の判断に関する研究 (1)

中国2017年知財に関する重要判例⑨

商標権侵害事件における馳名商標の認定 及び悪意行為の判断に関する研究

— 捷豹路虎有限公司と広州市奮力食品有限公司、万明政氏との商標権侵害紛争事件 —

林達劉グループ¹

北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学、陳傑、李琦

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

III 商標権侵害事件における馳名商標の認定及び悪意行為の判断に関する研究

1. 馳名商標の司法認定
2. 商標権侵害事件における悪意行為の判断

おわりに

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

はじめに

本件は、馳名商標の拡大保護、知的財産権保護の強化に関する代表的な事例として、最高人民法院が発表した2017年中国法院10大知識産権事件の1つに選ばれた。本件では、奮力社が飲料食品、包装ボックス及びホームページでの宣伝に、路虎社の所有している第12類「陸上自動車両」等の指定商品において使用される知名度の高い「路虎」、「LAND ROVER」等の商標と同一または類似の標識を使用した行為は、商標権への侵害に該当するかという問題を巡って審理が行われ、結果、一審、二審法院は同じ判断をした。法院は、「係争商標は、中国自動車業界で高い知名度及び広い影響力があり、関連公衆に広く知られており、もはや馳名商標レベルになっている。奮力社が製品に商標として使用した被疑侵害標識は、路虎社の係争馳名商標と同一または類似であり、侵害に該当する。」と判示した。本件において、法院は、「必要性の原則」、「個別認定」等の基本原則に従って判断を行った上で、奮力社が被疑侵害標識を商標出願しただけでなく、他の多くの有名人や有名企業の名称または標識を先に冒認出願したという事実も総合的に考慮し、奮力社の悪意による買い溜め商標の行為、ただ乗りをする行為を批判した。本稿において、筆者は案件の経緯及び争点を紹介しながら、商標権侵害事件における馳名商標の認定及び悪意行為の判断、並びに関連問題を検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

一審原告(二審被上訴人): 捷豹路虎有限公司

(JaguarLandRoverLimited)。

一審被告(二審上訴人): 広州市奮力食品有限公司。

一審被告: 万明政(深セン市龍華新区民治盛世伍加壹百貨商店の経営者)。

判決の情報

一審法院: 広東省広州市中級人民法院(2014)穗中法知民初字第75号

二審法院: 広東省高級人民法院(2017)粵民終633号

2. 事件の経緯

捷豹路虎有限公司(以下、「路虎社」という)は、下記3つの登録商標(以下、「係争商標」という)の権利者である。

2013年10月15日に、路虎社は万明政氏から、広州市奮力食品有限公司(以下、「奮力社」という)により製造・販売されている「路虎維生素飲料」という商品(以下、「本件製品」という)を公証付きで購入した。本件製品の包装箱に「路虎維生素飲料」という商品名、「landrover路虎」及び「LandRover路虎」文字標識、奮力社の企業名、アドレス及び他の商品情報が印刷されており、ボトル表面に「landrover路虎」文字標識と、「路虎」及び「landrover」文字が上下に並べた標識が印刷されている。

路虎社は、奮力社が自社の馳名商標専用権に侵害したことを理由に奮力社及び万明政氏を広州市中級人民法院に訴訟を提起した。



被疑侵害品



被疑侵害品

商標号	商標	分類	指定商品/役務	登録公告日	権利期間
808460		12	陸上自動車両とその部材及び部品	1996年01月21日	2016年01月21日 ~ 2026年01月20日
4309460	LAND ROVER	12	ホイールカバー; 本体フレーム; ステアリングホイール等	2007年05月28日	2017年05月28日 ~ 2027年05月
3514202	路虎	12	陸上、空中、水上または鉄道用の運搬器; 本体フレーム等	2011年9月7日	2014年10月14日 ~ 2024年10月13日